

3. 松山東雲女子大学 試験及び学業成績判定規程

(根 拠)

第1条 学則第23条第2項及び第24条第2項に基づき、この規程を定める。

(学業成績判定)

第2条 次の各号に該当するものは、学業成績の判定を受ける資格を失う。

- (1) 履修登録をしていない者
- (2) 欠席回数が授業開講回数の3分の1を超える者
- (3) 休学中の者
- (4) 所定の学費を定められた期日までに納入していない者
- (5) 試験に際し、不正行為を行った者
- (6) その他、教授会において学業成績の判定を受けることが適当でないと決議された者

(試 験)

第3条 試験は筆記試験又はレポート等により行う。

2. 試験は通常の授業期間内で行うことを原則とする。
3. 通常の授業期間で試験が実施できない場合は、学期末の集中講義期間などを利用して実施することができる。
4. 試験の実施方法、期日等は、教務課所定の様式により原則として14日前までに学生に通知する。

(追試験)

第4条 次の事由により試験を受けることができなかった者に対して追試験を行うことがある。

事 由	証 明 書
公欠席が認められたもの	公欠席許可通知
公欠席が認められない病気又はけが	医師の診断書又は受診が証明できるもの 注)1
公共交通機関の途絶又は延着	最寄駅の証明書
公欠席が認められない忌引	会葬礼状
災害等	被災証明書
公欠席が認められない課外活動の公式試合	学生支援課の証明書
その他やむを得ない事由	事由書

注)1 受診が証明できるものは、本人氏名・受診日・受診機関名が記載されているものとする。

2. 追試験を受けようとする者は、事前又は試験日以後1週間以内(当日を含めて7日以内。ただし、土・日・祝日は受付できない。)に本人が「追試験願」に証明書を添付して、教務課に願い出なければならない。
3. 追試験は、通常の授業期間内で行うことを原則とする。
4. 通常の授業期間で試験が実施できない場合は、学期末の集中講義期間などを利用して実施することができる。

(再試験)

第5条 卒業年次に限り、学業成績判定資格を有する科目のうち不可になった科目については、本人の願い出により再試験を行うことがある。ただし、再試験を願い出ることができる単位数は、通年で6単位以内とする。また、評価方法により再試験が実施できない科目もある。

2. 再試験を受けようとする者は、各学期の成績通知日以後3日以内（土・日・祝日を除く）に本人が「再試験願」を教務課に提出し、所定の手続きを行わなければならない。

(成績評価)

第6条 成績評価は次のいずれかによる。

(1) 総合評価 …… 試験又は追試験などにその他の成績（平常の学習状況等）などを加味し総合的に評価

(2) 試験評価 …… 試験又は追試験などで評価

(3) 卒業研究審査評価

2. 学業成績判定の評価は、次のとおりとする。

(1) 秀 …… 100～90点 優 …… 89～80点

良 …… 79～70点 可 …… 69～60点

不可 …… 59点以下

(2) 再試験の評価は最高60点とする。

3. 欠席回数が授業開講回数の3分の1を超えた場合、又は試験に際し、不正行為を行った場合等は、「失格」と表示する。

4. 他大学等で修得した単位については、原則として「認定」と評価する。

(成績通知)

第7条 学業成績は、成績通知表で学生に通知する。

第8条 学業成績について次の各号に該当すると判断した場合には、指定の期間内に教務課に申し出た場合に限り照合を行う。ただし、土・日・祝日は受付できない。

(1) 成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われるもの

(2) シラバス等により学生に周知している授業の到達目標や評価方法から明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

附 則

1. この規程は2000年 4月 1日より施行する。

— 中 略 —

13. この規程は2024年 4月 1日より施行する。ただし、第4条については、2024年 4月 1日現在在籍する全学生に適用する。